

地域コミュニティ活性化に関する懇談会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域コミュニティ活性化に関する懇談会開催要綱第5条第2項の規定に基づき、地域コミュニティ活性化に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 懇談会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる事項が含まれる場合は非公開とする。

- (1) 広島市情報公開条例第7条各号に定める事項
- (2) その他公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められる事項

(会議開催の周知)

第3条 企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課（以下「コミュニティ再生課」という。）は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、原則として会議を開催する日の1週間前までに、これを次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) コミュニティ再生課における備付け
- (2) 広島市公文書館における備付け
- (3) 広島市ホームページ（審議会等の公開について）への掲載
- (4) その他可能な広報手段

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10名とする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申し込みの受付は、会議の当日、会議開始の30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めら

れる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、座長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(会議要旨の作成及び閲覧)

第9条 コミュニティ再生課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席委員氏名
- (5) 議題（公開・非公開の別）
- (6) 会議を非公開とした場合は、非公開の理由
- (7) 傍聴人の人数
- (8) 会議資料名
- (9) 各委員の発言の要旨
- (10) その他懇談会が必要と認める事項

2 コミュニティ再生課は、作成した会議要旨の内容を正確にするため、座長の確認を経るものとする。

3 コミュニティ再生課は、作成した会議要旨を、コミュニティ再生課及び広島市公文書館の所定の場所に備付け、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、令和3年6月11日から施行する。